



昨年度の食育活動でさつまいもの収穫をした加古川養護学校中学部より素敵な作品をいただきました。

Contents

今月号の主な内容

- 全国農業委員会会長大会出席報告
- 相続登記の義務化
- 玉ねぎ収穫体験
- 小型特殊自動車の軽自動車税申告
- [情報提供]賃借料
- 全国農業新聞案内
- 農業者年金案内 ほか

全国農業委員会会長大会に参加

6月2日(火)、令和8年度全国農業委員会会長大会が、東京都の文京シビックホールで開催され、加古川市からは馬田会長、丸山副会長が出席しました。

大会では、「力強い農業構造の実現と農地フル活用に向けた提案」の提案決議、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の推進および「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議等を行いました。

また、大会翌日は、東播地区3市1町の農業委員会会長が地元選出の渡海紀三朗衆議院議員を訪問し、大会決議に基づく要請活動と後継者不足による担い手問題や獣害対策について、意見交換を行いました。



▲東播地区3市1町を代表して馬田会長より渡海議員に決議書をお渡ししました。

写真左から

高砂市 北野会長、兵庫県農業会議 伊藤会長、加古川市 馬田会長、渡海衆議院議員、稲美町 坂本会長、明石市 山本会長、加古川市 丸山副会長

相続登記の義務化について

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されています。不動産を所有する方がお亡くなりになった場合は、その不動産を管轄する法務局へ相続登記を申請してください。

詳しくはチラシや二次元バーコードを読み取ってください。

なお、農地を相続した場合は、農地法の規定により農業委員会への届け出が必要となります。相続登記と合わせて手続きしていただくようお願いいたします。

相続登記の申請義務化
特設ページ



**不動産を相続したら
かならず相続登記!**
令和6年4月1日から**義務化**されました

Point ①
**相続したことを知った日から
3年以内**に登記!
※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②
義務化前の相続も対象!
※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

知らなかった!!
「シラナカッタスキ」

詳しくは、法務省ホームページへ
法務省 相続登記 検索

養護学校の児童と 玉ねぎ収穫体験を行いました

加古川市農業委員会では、市内の養護学校の児童生徒と一緒に野菜を育てる食育活動を行っています。
令和8年5月13日には、爽やかな気候の中、玉ねぎの収穫体験を行いました。



トラクターやフォークリフト等の小型特殊自動車は 軽自動車税の申告が必要です

農場や工場などで使用される小型特殊自動車は、道路を走行しなくても、軽自動車税の申告をしてナンバープレート（課税標識）の交付を受ける必要があります。

ナンバープレートのない小型特殊自動車を所有している場合は申告してください。

詳しくは加古川市役所市民税課へお問い合わせください。TEL:079-427-9161



事務局人事異動

就任 よろしくお願いたします。

担当副課長 寺田 卓史 (教育総務課から)
主 査 長谷川 隆史 (生活福祉課から)

転任 お世話になりました。

担当副課長 池田 健司 (土木総務課へ)
主 事 高橋 周 (住宅政策課へ)

【情報提供】

賃借料

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの農地法第3条許可申請等に関する賃借料情報を提供します。

町名	データ数(筆)	無償件数(筆)	有償件数(筆)	年間賃借料(円)
加古川町南	0	0	0	情報なし
加古川町北	6	0	6	最高 19,840円/10a 最低 19,840円/10a 平均 19,840円/10a
神野町	10	10	0	情報なし
野口町	0	0	0	情報なし
平岡町	5	5	0	情報なし
尾上町	0	0	0	情報なし
別府町	0	0	0	情報なし
八幡町	442	442	0	情報なし
平荘町	15	15	0	情報なし
上荘町	23	22	1	最高 39,708円/10a 最低 39,708円/10a 平均 39,708円/10a
東神吉町	13	13	0	情報なし
西神吉町	134	134	0	情報なし
米田町	0	0	0	情報なし
志方町東	77	77	0	情報なし
志方町中	20	20	0	情報なし
志方町西	3	3	0	情報なし
総計(筆数)	748	741	7	最高 19,840円/10a 最低 39,708円/10a

ほとんどが無償での貸付(使用貸借権設定)となっています。

農地相談日

農地問題について、農業委員2名による相談を実施しています。

- 時間 午後1時30分から4時まで
- 場所 農業委員室(市役所新館3階)
- 申込先 農業委員会事務局(TEL 079-427-9369)
- 申込期限 相談日の1週間前まで

※事務手続などのご相談は、相談日以外も随時受け付けています。

今後の相談日	7月2日(木)	8月6日(木)	9月3日(木)
	10月8日(木)	11月5日(木)	12月3日(木)

今後の申請等受付締切日・月次総会の開催予定日

令和8年(2026年)

	申請等受付締切	月次総会
7月	3日(金)	15日(水)
8月	10日(月)	24日(月)
9月	10日(木)	25日(金)
10月	13日(火)	27日(火)
11月	10日(火)	25日(水)
12月	7日(月)	21日(月)

※諸事情により、日程に変更が生じる場合があります。

※市街化区域の転用届出、相続の届出等は随時受付

全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞

●カラー版 ●毎週金曜日発行 ●月900円

お申し込みは、地元農業委員
または農業委員会事務局へ

<https://shinbun.nca.or.jp/>



HPはこちら

農業者年金に加入しませんか

独立行政法人
農業者年金基金 HP

- ① 60歳未満の方
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 国民年金第1号被保険者

①～③の要件を満たす方なら、
どなたでもご加入いただけます。

<https://www.nounen.go.jp>

お問合せは農業委員会事務局またはJAへ

※60歳以上65歳未満(国民年金の任意加入者)の方も
ご加入いただけるようになりました。詳しくはお問合せください。

